

個人情報 の 本人 以外 から の 取得 について (条例 第 5 条 第 4 項 第 8 号 関係)

根拠規定

山梨県個人情報保護条例（抄）

（取得の制限）

第五条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれか(特定個人情報にあっては、第三号)に該当すると実施機関が認めたときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 出版、報道等により公にされているとき。

三 法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づくとき。

四 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。

五 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき。

六 他の実施機関から保有個人情報の提供を受けるとき。

七 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立した地方独立行政法人を除く。)から取得する場合において当該実施機関の権限に属する事務又は事業の遂行に必要な限度で取得することについて、相当な理由のあるとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人から取得することにより利用目的の達成に支障が生じるおそれがあるとき。

意見聴取の対象となる事務

- ・ 公用車へのドライブレコーダーの設置（総務部財産管理課）
- ・ 子どもの死亡登録検証事務（子育て支援局子育て政策課）

新たに追加する類型事項及び個別事項（案）

山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準・表2に、次の例外事項を追加する。

○類型事項

類 型	本人以外から取得する理由
（ドライブレコーダー） 交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通事故等の危険運転の確認等やむを得ない理由から公用車に設置したドライブレコーダーにより個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通事故等の危険運転の確認等を行うため、公用車に設置されたドライブレコーダーによりやむを得ず取得する場合がある。

○個別事項

内 容	本人以外から取得する理由
<p>(子どもの死亡登録検証事業) 18歳未満の子どもの死亡背景、経緯等を検証するに当たり、死亡診断を行った医療機関、行政機関、警察等から取得する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの死亡登録検証事業は、当事者である子どもが死亡しているため、本人の同意を得ることができない。 ・ 子どもの死亡の背景には児童虐待の可能性がある場合は、家族や親族から同意を拒否される可能性があり、同意を受けた場合でも、正確な情報が得られない場合がある。 ・ 有意義な成果を得るためには、18歳未満の全数調査が必要であり、関係機関からの情報収集が不可欠である。

現行の類型事項及び個別事項 (山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準)

表2 個人情報の本人以外からの取得 (条例第5条第4項第8号関係)

○類型事項

番号	類 型	本人以外から取得する理由
1	<p>(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながること等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 ・ 本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。
2	<p>(附属機関等の委員の選任) 附属機関、懇話会等の委員を選任するため、委員候補者に関する個人情報を委員候補者が所属する団体等から取得する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の適任者を幅広く求めるため、関係団体から候補者の個人情報を取得する必要がある。 ・ 本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。 ・ 選考、任命等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながること等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 ・ 団体の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から取得することができない。
3	<p>(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、候補者に関する個人情報を市町村その他の団体から取得する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の客観性、正確性を確保するため、市町村その他の団体から候補者の個人情報を取得する必要がある。 ・ 市町村その他の団体の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から取得することができない。

4	(助言者等の人選) 助言、指導等を受けるため助言者等を選挙するに当たり候補者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適任者を幅広く求めるため、本人以外の者から候補者の個人情報を取得する必要がある。 ・ 情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外の者から候補者の個人情報を取得する必要がある。
5	(団体等の指導、補助金の交付等) 団体又は事業を営む個人(以下「団体等」という。)に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、団体等の職員、構成員又は団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を団体等から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらの情報は、当該団体でなければ保有していない情報である。 ・ 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から取得する必要がある。 ・ 団体等の指導、補助金の交付等に際して、事務に必要な範囲内で行政機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を取得することは一般的な予測の範囲内であると考えられる。
6	(相談、陳情、要望等) 各種相談、陳情、要望、意見、主張等の際に、相談者等以外の個人情報を相談者等から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、陳情、要望、意見、主張等の内容に相談者、陳情者、要望者等以外の個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、相談、陳情、要望、意見、主張等を適切に処理することができない。 ・ 相談、陳情、要望、意見、主張等の内容は、相談者、陳情者、要望者等の意思により提供されるものであり、その性質上取得を拒むことができない。
7	(所在確認等) 本人の所在確認等のため、家族等から本人の個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の性質上、本人から取得することができない。
8	(参考資料の取得) 県の他の機関、国、他の都道府県、市町村その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の他の機関、国等の事務又は事業の目的に基づいて送付されるものであり、その性質上取得を拒むことができない。 ・ 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて取得することが困難である。
9	(争訟、交渉等) 争訟、交渉等の事務を行うに当たり、本人に関する個人情報を当該本人以外のものから取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 争訟等の事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、主張立証を行うために、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。
10	(申請、届出等) 各種の申請、届出等に係る事務を行うに当たり、申請者以外の者に関する個人情報を当該申請者から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請等に伴い提出される情報に当該申請者等以外の者の個人情報が含まれる場合がある。 ・ 各種申請書等の内容には、当該申請者等以外の者に関する個人情報を記載することが要件として定められている場合がある。
11	(契約) 請負、委託等の契約に当たり、契約の相手方から当該事務の従事者等に関する個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約等に係る事務を適正に遂行するため、契約の内容によっては、当該契約の請負者等の従事者等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。 ・ これらの個人情報は、当該委託先等でなければ保有していない情報である。

12	(診療、保健指導等) 病院、保健所等の機関が診療、保健指導等を行うに当たり、本人に関する個人情報を当該本人の家族等から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院や保健所等において、患者や受診者等に対し的確な治療や保健指導等を行うために、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を家族や主治医等本人以外の者から取得することが必要な場合がある。
13	(教育、指導等) 教育、評価、指導、訓練等の事務を行うに当たり、対象者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、評価、指導等の事務を行うに当たっては、本人以外の者から当該本人に関する個人情報を取得することが、当該事務の目的達成及び公正かつ円滑な実施のために必要な場合がある。 ・ 本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。
14	(学術研究、調査等) 学術研究、調査等の対象となる情報の取得を行うに当たり、本人に関する個人情報を当該本人以外の者から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機関等における学術研究等の内容によっては、本人から取得することが困難な場合がある。 ・ 調査等の依頼を受ける場合、本人以外の個人情報を取得せざるを得ない場合がある。 ・ 学術研究等においては公共性が高く、かつ、特定の個人が識別されない形で取り扱われることが多いため、個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものと考えられる。
15	(貸付制度等) 貸付制度等の申請において金融機関等から借受者の償還状況等に関する個人情報を取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の貸付制度等において適切に運営するためには、借受者の償還状況や保証人の資産状況等の個人情報を正確に把握する必要がある。 ・ 本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障を生ずるおそれがある。
16	(滞納金の回収) 使用料、手数料等の滞納金の回収事務を行うに当たり、滞納者の経済状況等に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料、手数料等の滞納金の回収事務を行うに当たっては、円滑な回収を図るため、滞納者の経済状況や生活状況等に関する個人情報を本人以外の者から取得することが必要な場合がある。
17	(監視カメラ) 庁舎等の管理や廃棄物の不法投棄等の抑制及び早期発見等の安全を維持するため、監視カメラ撮影によりやむを得ず取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等における不審な行為や廃棄物の不法投棄等の抑制及び早期発見等公共の安全を維持するため、監視カメラ撮影によりやむを得ず取得する場合がある。

○個別事項

番号	内 容	本人以外から取得する理由
1	(山梨県悪性新生物登録事業) 山梨県悪性新生物登録事業(地域がん登録事業)を実施するに当たり、がん患者の診断又は治療等に関する情報を当該がん患者を診断又は治療した県内の民間医療機関から取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん登録事業は、県内における多数の患者を対象としており、がん登録事業の過程を通じて実施主体である県が事業の対象者に接する機会がないため、個別に同意を受けることが困難である。 ・ 医師ががん告知を行っていない等の場合には、がん患者に対してがん登録事業について説明できない。 ・ 公衆衛生上有意義な成果を得るためには全数調査が不可欠である。